

# ブラック企業規制法案 の提案にあたつて

2013年10月15日

日本共産党は、若者をはじめ働く人間を、過酷な労働に追い立て、モノのように「使い捨て」「使いつぶす」ブラック企業を国政の大問題として訴えてきましたが、

参議院選挙の前進で獲得した議案提案権を活用して、国会にブラック企業規制法案を提出しました。

## 法案の概要—— 違法行為へのペナルティー強化と、 ブラック企業の実態を 社会に知らせる情報公開をすすめる



参議院にブラック企業規制法案を提出する（左から）田村、仁比、井上、大門、紙各議員と市田書記局長、（1人おいて）小池副委員長、山下書記局長代行、辰巳、倉林、吉良各議員=10月15日、国会内

ブラック企業は、現行法の弱点をかいくぐつて、違法行為を隠ぺいしたり、脱法的な手法で過酷な労働を強いています。日本共産党が提案する法案は、こうした「手口」を封じて、ブラック企業の無法を許さないことを目的としています。

法案は、以下にのべる3つの柱で構成され、違法行為へのペナルティーの強化や長時間労働の制限など「規制強化」と、離職率の

公表などの情報公開で社会的な批判と抑止力をつくるという、2つの方向でブラック企業を規制します。

同時に、この法案は、違法なサービス残業の根絶やパワハラへの規制など、いわゆるブラック企業にとどまらず、多くの労働者に共通する問題を解決する力にもなります。

時間を正確に記帳した台帳をつくり、本人や本人の同意を得た職場の労働者や家族、友人が労働時間を閲覧できるようにします。みんなで職場の「働かせすぎ、働きすぎ」をチェックして、長時間労働を是正する仕組みをつくります。

——サービス残業には残業代を2倍にする制度をつくります。サービス残業は会社にとつて「割に合わない」ものにして抑止力に

## ブラック企業規制法案のポイント

### ①長時間労働のは是正

- 労働時間を正確に把握、記録し、本人らが閲覧できるようにする
- 年間の残業時間上限を360時間に
- 次の出勤まで最低11時間の休憩時間を保障
- サービス残業は残業代を2倍にする

### ②労働条件などの情報公開

- 採用数と離職者数を公表
- 求職者からのブラック企業に該当するかどうかの問い合わせに答える制度をつくる
- 賃金の内訳を明記させ、誇大宣伝や虚偽記載をやめさせる

### ③パワハラをやめさせる

- 厚労省はパワハラを行った企業に指導や勧告をおこなう
- 勧告に従わない場合は企業名を公表する



日本共産党「カクサン部！」雇用のヨーコ



——1日の勤務が終わったら次の出勤時間まで最低11時間の「休息時間」を保障します。

②離職者数の公表など労働条件や職場環境が求職者（就職活動をおこなう学生・生徒を含む）に正しく情報提供できるようにします。

——企業が採用数と離職者数を公表するようになります。

——就職を希望する会社がブラック企業に該当するかどうかの問い合わせに、ハロー・ワークなどの公的機関が応じるようにします。

——フリーペーパーなどの求職広告で横行している、給料を高額に見せかける誇大宣伝や虚偽記載をやめさせます。

③パワーハラスメントをやめさせます。  
厚生労働省は、パワーハラ行行為をおこなった企業に対して、助言、指導、勧告をおこない、勧告に従わない企業名を公表します。

（法案の内容は、別添の「『ブラック企業規制法案』要綱」をご参照ください）

——年間の総残業時間を360時間に制限します。

## 提案理由—— ブラック企業の規制は、若者や労働者、日本社会と経済にとつて緊急課題です

日本共産党が、ブラック企業規制法案を提出したのは、大きく2つの理由があります。

第一は、若者を「使い捨て」「使いつぶす」働き方を放置することはできないからです。

いわゆるブラック企業では、採用した労

働者を過重な労働に駆り立て、次々に離職に追い込むという、大量採用、大量離職・解雇を前提にした経営がおこなわれています。

会社や上司の命令に「絶対服従」させるために、暴行などの身体的攻撃、暴言、侮蔑、脅迫による精神的な攻撃など、パワーハラスメントも横行しています。厚生労働省の

見解でも「過大な要求——遂行不可能なことの強制」はパワーハラに該当しますが、深夜まで必死で働かないととても達成できない過密労働に駆り立てることも常態化しています。こうした中で、多くの若者が心と身体の健康を壊して退職に追い込まれていきます。

目先の利益や経営者一族に巨額の富をもたらすために、こんな働き方を強いることは許されません。どんな企業であれ、そこで働く人たちの生活と権利、人間としての尊厳が踏みにじられているときに、それを是正することは政治の責任です。

第二は、ブラック企業を放置すれば、日本

全体の労働条件の悪化をもたらし、日本の企業経営とそこで働くすべての人たちの生活に、大きな被害をもたらすからです。ブラック企業は、特定の企業とそこで働く人たちの問題だけではありません。放置すれば「普通の会社」は、違法行為や非人間的な働き方で低コストを実現するブラック企業に淘汰（とうた）されてしまいます。対抗上「ブラックな働き方」を押しつける企業が増えていくことになります。すでに、ブラック企業は、ITなどの新興産業などからはじまり、飲食などのサービス業、衣料品、運送などさまざまな産業や分野の大企業に広がっており、その規制は日本社会と経済にとつても急務です。

## 非正規拡大の労働法制の規制緩和を許さず、人間らしい雇用を実現するルールを

ブラック企業が成り立つの、「正社員で募集すれば、いくらでも人は集まる」という労働市場になつてきています。働いている人は「辞めたら正社員での再就職はできない」という恐怖感から、連日、深夜になるまで長時間労働にも、パワーハラやいじめにも耐え、しがみつかざるを得ない状況に追い込まれています。

派遣法をはじめとする労働法制の規制緩和で非正規雇用を労働者の4割近くにまで増やしたことが、ブラック企業の存立基盤となつてきています。ところが安倍内閣は、「派遣を常用雇用の代替にしない」という大原則を投げ捨て、正社員を派遣に置き換え

する新しい法律をつくる世論と運動を広げることと一体に、「使い捨て」「使いつぶし」の働き方を広げた労働法制の規制緩和の流れを転換させて、人間らしい雇用のルールをつくることは重要な課題となつています。

## ブラック企業の「使い捨て」の働きかせ方をやめさせるために、ともに力をあわせよう

日本共産党は、国会に提出したブラック企業規制法案の真摯（しんし）な検討と審議をおこなうよう、すべての会派に要請します。あわせて、労働者、労働組合はもとより、経営者のみなさんも含めて国民的な議論で、ブラック企業を規制し、「使い捨て」「使いつぶす」働きかせ方をやめさせる法改正が実現するよう、ともに力をあわせることをよびかけます。

同時に、法改正を待たなくとも、現行法でも、違法な長時間労働や人間としての尊厳

を踏みにじる人権侵害の行為はやめさせることができます。ブラック企業では、違法・脱法行為が当たり前のようにおこなわれています。世論と運動で包围し、違法行為をやめさせるよう力をあわせることをよびかけます。

ブラック企業の無法から、労働者、若者の生活と健康、権利を守るために共同をすすめようではありませんか。日本共産党は、みなさんとともに力をつくります。



## 「ブラック企業規制法案」要綱

2013年10月15日 日本共産党国會議員団

日本共産党は、「ブラック企業」をなくすために、「ブラック企業規制法案」を提出します。本法案は、企業の違法行為へのペナルティーの強化や労働行政による是正指導などの強化とあわせて、「ブラックな働きかせ方」の実態を情報公開することで、「ブラック企業」への社会的批判と抑止力をつくる方向で策定したものです。日本共産党は、すべての会派に賛同をよびかけ、国民的な議論を起こして、「ブラック企業」の「手口」に即した法改正を実現するために全力をあげます。

### 1 長時間労働を是正します

(労働基準法の一部改正 第108条関係)

(1)労働時間を正確に把握・記録し、職場から長時間・ただ働き残業をなくす仕組みをつくります

(2)年間残業時間の上限を360時間にするとともに、「連続出勤」も制限します

(1)労働時間を正確に把握・記録し、職場から長時間・ただ働き残業をなくす仕組みをつくります

各事業場ごとに労働時間管理台帳を作成し、管理職をふくめた全労働者の労働時間を正確に把握・記録することを使用者に義務づけます。職場から労働時間をチェックすることによって、長時間・ただ働き残業をなくし、「追いつめられている」労働者を救済することができるようになります。本人はもとより、本人の同意があれば、職場の労働者や家族、友人も、労働時間管理台帳と賃金台帳を閲覧できるようになります。

残業時間については、年間360時間が基準として定められています(労働省告示154号)。これを労働基準法に明記して、年間残業時間の上限を360時間とします。1週間、1ヶ月等の残業時間については、労働省告示にもとづくものとします。厚生労働省告示にもとづくものとします。厚生労働省の過労死基準(月80時間以上の残業)をこえるような残業時間を可能にしている



「若者の使い捨てやめてやめろ」と声をあげる全国青年大集会の参加者=2011年10月23日、東京・明治公園

せめて毎週休めるようにするために、7日ごとに1日の法定休日を保障します。  
(労働基準法の一部改正 第36条関係)

### (3) 連続11時間の休息時間を保障します

EU(ヨーロッパ連合)は、1日の労働が終わり、次の労働がはじまるまでのあいだに連続11時間の休息時間を保障することを法制化しています。この経験を参考に、企業は、終業から次の始業までのあいだに連続11時間の休息時間を保障するよう努めることとします。

(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の一部改正 第2条関係)

### (4) 「サービス残業」が発覚したら残業代を2倍にする制度をつくります

ただ働き残業(「サービス残業」)は、労働基準法違反の違法行為ですが後を絶ちません。企業に罰則を科すとともに、サービス残業をさせたことが発覚したら、労働者に払う残業代を2倍にして支払われます。「サービス残業」が企業にとって「割に合わない」ものにすることと、抑止力とします。

(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の一部改正 第15条を新設)

## 三六協定の特別条項を廃止します。

労働基準法は、法定休日について、4週間をとおして4日の休日をあたえるとしているだけなので、形式的には最大48日連続勤務も可能になっています。このために休日を与えない違法な連続出勤が表面化していく状態になっています。連続出勤を規制し、

かを判断できるように、新規採用者数と退職者数を企業が公表する制度をつくります。

(職業安定法の一部改正 第41条関係)

(職業安定法の一部改正 第51条関係)

(3) 賃金の内訳を明記させ、誇大広告、虚偽記載をやめさせます

求職者(就職活動をおこなう学生・生徒を含む)が、就職を検討している会社が「ブラック企業」に該当するかどうかを問い合わせた場合、行政機関がこれに答える仕組みをつくります。ハローワークなどの公的機関は、労働関係法令の違反にかかる事例について、求職者が問い合わせた場合、情報を提供することとします。また、厚生労働省は、ブラック企業の「手口」や事例をまとめ、公表することとします。

(職業安定法の一部改正 第5条関係)

### 3 パワーハラスメントをやめさせます

達成できないノルマを課して精神疾患や過労死・過労自殺に追い込んだり、「追い出し部屋」に隔離し、繰り返しの面談で退職を強要するようなパワハラをやめさせます。また、退職を希望する労働者に「違約金」を請求して辞めさせないようにする違法行為をきびしく取り締まります。

厚生労働省は、パワハラ行為をおこなった企業に対して、助言、指導、勧告をおこないます。勧告に従わない企業名を公表します。パワハラの是正指導を労働局に求めた労働者に対する不利益とりあつかいを禁止します。

(労働安全衛生法の一部改正 第71条関係)

## 2 離職者数を公表し、就職情報・広告の適正化をはかります

### (1) 離職者数を公表します

「ブラック企業」の特徴のひとつは、大量

採用・大量離職です。求職者(就職活動をおこなう学生・生徒を含む)が、就職を希望する会社が「ブラック企業」に該当するかどうか

## 「しんぶん赤旗」をお読み下さい。

● 日刊月3400円

お申し込みは、お近くの党事務所  
または党員か、下記まで。

日本共産党中央委員会  
〒151-8586  
東京都渋谷区千駄ヶ谷  
4-26-7  
☎ 03-3403-6111

(労働安全衛生法の一部改正 第71条関係)